

松江市設備導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市設備導入支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 製造業 日本産業標準分類(平成25年10月改定)に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。
- (3) 工作機械等 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第3号に規定する機械及び装置であつて、製造業の用に直接供するものをいう。
- (4) 先端設備等導入計画等 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づく先端設備等導入計画、経営革新計画又は経営力向上計画のうち、工作機械等の導入により生産性又は付加価値額の向上に資するものをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市設備導入支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要な工作機械等を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の技術力の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。
交付の対象である事業の内容	工作機械等の導入(公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用する場合を含むものとし、リース・レンタルによる場合を除く。以下同じ。)とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。

補助対象経費	次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。 (1) 市内事業所への1台当たり80万円以上の工作機械等の導入に要する経費 (2) その他市長が特に必要と認める経費
交付の率又は金額	補助対象経費の10分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、200万円を上限とする。
補助事業者の範囲	製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1) 法人にあつては市内において1年以上継続して事業を営み、個人にあつては市内に1年以上住所を有すること。 (2) 補助事業の完了時に市税を滞納していないこと。
終期	令和7年3月31日

(設備導入計画書等の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める期日までに、設備導入計画書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 導入する工作機械等の仕様等が分かる書類
- (2) 先端設備等導入計画等の認定申請書若しくは承認申請書又は労働生産性向上計画書の写し
- (3) 先端設備等導入計画等の認定書、承認通知書又は認定通知書の写し(前号に掲げる労働生産性向上計画書の写しを添付した場合を除く。)

2 前項の場合において、申請者が先端設備等導入計画等の認定又は承認申請中であるときは、第3号に掲げる書類は、認定又は承認後に速やかに提出しなければならない。

(設備導入計画書の承認)

第5条 市長は、前条に規定する設備導入計画書の提出があつたときは、当該設備導入計画に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を実施するものとし、導入計画を承認すべきものと認めるときは、設備導入計画承認書により当該申請者に通知するものとする。

(現地調査)

第6条 前条の規定により承認を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書を提出する前に、市職員による現地調査を受けなければならない。

2 前項の現地調査は、工作機械等の引渡しを受けた日から起算して2か月を経過する日又は第3条表中の終期のいずれか早い日までの間であつて、かつ、当該工作機械等の導入に係る

経費（次項において「経費」という。）を支払う前に受けるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、工作機械等の引渡しを受けるために経費を事前に支払う必要があると市長が認めるときは、経費の支払後に現地調査を受け、補助金の交付を申請することができるものとする。

（交付の申請）

第7条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備導入計画承認書の写し
- (2) 導入する工作機械等の取得に係る契約書の写し又は見積書及びその明細の写し
- (3) 工作機械等の検収を証する書類
- (4) 直近2期分の決算書の写し

（実績報告）

第8条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払が分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

（財産処分の制限）

第9条 規則第18条の市長が定める期間は、当該財産の耐用年数とする。

- 2 規則第18条第2号の市長が定めるものは、工作機械等とする。

（補助金の返還）

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後5年未満で事業所を市外に移転し、又は廃業する場合には、市長にその旨を報告するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の補助金を返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業所を市外に移転する場合 全額
- (2) 廃業する場合 全額又は一部

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。